

# 第4章 啓発及び知識の普及

## (1) 情報の提供

### ①パンフレット等の配布

耐震診断や耐震改修に関する市民の関心を高めるとともに、必要な備えを広く周知するため、赤平市における想定地震発生時の被害予測、耐震診断・耐震改修を支援する制度等を伝えるパンフレットを作成し、広く市民に配布します。

### 【パンフレットのイメージ】

### 赤平市耐震改修促進計画

～安全で安心できる住まいづくりとまちづくり～  
平成30年3月

国では、甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災を教訓に、住宅・建築物の耐震等の被害から人命を守るため、平成7年10月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という）を制定しました。さらに、その後の東日本大震災を受け、平成25年11月に「改正耐震改修促進法」が施行され、平成28年に、「耐震改修の促進に係る国の方針」及び「北海道耐震改修促進計画」の見直しが行われました。

赤平市では、こうした動向を踏まえ、平成22年3月に、地震災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした「赤平市耐震改修促進計画」を策定し、平成30年3月に見直しを行いました。

#### ◆赤平市で予測される被害

「赤平市耐震改修促進計画」において想定されている「沼田・砂川付近の断層帯による地震(M7.5)」が発生した場合、赤平市では、震度6強～震度7の揺れが予測されています。

この地震が発生した場合、市内にある建物のおよそ4割(約2,500棟)の被害が予測され、特に、市南地西部で建物の被害割合が大きくなると予測されています。

#### ◆耐震化の現状と目標

赤平市の平成29年度の住宅の耐震化率は78.4%、多利用建築物の耐震化率は74.1%となっています。

赤平市では、国や道の目標と整合を図り、平成34年度(2022年度)までに、住宅と多利用建築物の耐震化率を95%以上にすることを目標としています。

耐震化の現状(平成29年度)	目標(平成34年度)
住宅 78.4%	95%以上
多利用建築物 74.1%	95%以上

※多利用建築物とは、耐震改修促進法で定められている多数の住戸が同一一定規模以上の建築物となります。

#### 赤平市で想定される建物の被害予測

沼田・砂川付近の断層帯による地震(M7.5)が発生した場合の建物被害予測

被害と倒壊等の状況(気象庁)

震度6弱  
震度6強  
震度7

【注】沼田・砂川付近の断層帯(赤線)は、赤平市の東部を縦断する長さ約25kmの断層帯です。この断層帯が動くと、赤平市の東部を中心に、震度6弱～震度7の揺れが予測されます。また、この断層帯の動揺により、赤平市の西部でも震度5弱～震度6弱の揺れが予測されます。

#### ◆昭和56年以前の建物の耐震化を進めるために

建物の耐震化を進めるためには、市民の方が、自らが所有している住宅や建物の耐震化や劣化の状況を把握することが重要です。

#### ◆家具や家電の固定方法

地震の際には、倒れた家具の下敷きになって大けがや命を落とすこともあり得ます。被害を軽減するために、家具や家電の転倒防止対策を講じましょう。

#### 1. 耐震診断をしましょう

○市の相談窓口では、耐震診断についての相談を受けつけています。

○建築士などの専門家が、建物の壁の強さ・バランス・接合部の状況や劣化状況などを調査・検査して、耐震改修が必要かどうかを判定します。

#### 2. 耐震改修をしましょう

○耐震診断の結果、耐震性能が不十分と判断された場合、耐震改修が必要になります。

○専門家とともに工事内容や費用などを検討し、耐震改修工事を行います。

#### ◆耐震改修工事の方法

##### ①戸建て(木造)住宅の耐震改修工事

- 基礎の補強
- はり・土台・柱・壁がいなどの接合部の補強
- 防かみを入れたり、補強用金物をはって強い壁(耐力壁)を増やす補強
- 屋根の経年補強

##### ②木造以外の住宅の耐震改修工事

- 耐震壁の増設、プレスや外付けフレームによる壁の強化、柱や梁の補強
- 制震ダンパーなどの制震装置による補強
- 免震装置による補強

#### ◆簡易的な耐震診断の方法

##### ①パンフレットやインターネットで行う簡易診断

・(一財)日本建築防災協会のホームページでは、自分で住まいの耐震性をチェックすることが出来ます。  
「誰でもできるわが家の耐震診断」  
一般財団法人 日本建築防災協会  
<http://www.keenchiku-bosai.or.jp/>

##### ②北海道で行っている戸建て住宅の無料耐震診断

- 住宅の状況について、図面と申請者からの申告により判断します。
- 事前申し込みが必要で、診断条件があります。
- 窓口：空知総合振興局 建設指導課 建築住宅係

#### ◆あしん住宅助成事業について

赤平市では、住宅改修に要する費用の一部を助成する「あしん住宅助成事業」を平成22年度より実施しています。本市にお住まいの方が対象です。

#### ◆対象となる工事の概要

##### ①耐震改修工事

- 対象工事費100万円以上、助成率20% 限度額50万円
- 耐震診断の結果耐震不十分と診断された建物
- ※市外に在住する方も対象です

##### ②老朽住宅除却工事

- 対象工事費50万円以上、助成率20% 限度額20万円
- 昭和56年以前に建設された建物
- ※市外に在住する方も対象です

##### ③太陽光発電システム設置

- 対象工事費100万円以上、助成率10% 限度額6万円
- 限設額20万円、新築住宅を含めた全住宅が対象

##### ④リフォーム工事

- 対象工事費50万円以上、助成率10% 限度額30万円
- ※18歳未満の子育て世帯等は15%・限度額45万円
- 新築後5年を経過した住宅

#### ◆問い合わせ先◆

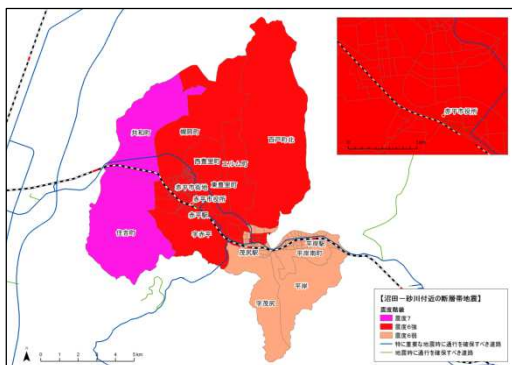
赤平市 建設課 建築指導担当  
〒079-1192 北海道赤平市京町4丁目1番地  
TEL0125-32-1844(ダイヤルイン)

## ②地震ハザードマップの作成

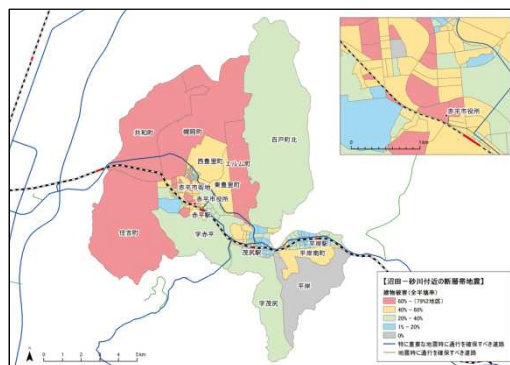
住宅や建築物の所有者等が地震防災対策を自らの問題や地域の問題として理解できるよう、想定地震のゆれやすさやそれによる建築物被害の程度等を地図上に表した地震ハザードマップを作成し、啓発及び知識の普及を図ります。

### 【地震ハザードマップのイメージ】

#### ○ ゆれやすさマップ



#### ○ 地震ハザードマップ（全半壊）



## ③各種イベント、講習会等の活用

地震対策に関する各種セミナー、講演会の情報提供に努めます。

また、防災や防火に関するイベント開催等の情報提供に努め、既存の住宅や建築物の耐震診断・耐震改修の重要性について普及・啓発を行うとともに、北海道の実施する住宅の性能向上リフォームの普及とあわせた一般向けリフォームセミナーの開催を後援します。

### 【北海道による住宅耐震セミナー】



日時 平成28年7月28日（木）13:30~15:00

会場 釧路市生涯学習センター 705・706号室  
（釧路市常盤町4番28号）

参加対象 一般住民、建築関係者、市町村職員

参加費 無料

セミナー内容	
① 熊本地震における住宅被害状況と応急危険度判定について	⑤ 北海道建設総合振興局、釧路市
② 釧路市における地震被害想定について	⑥ 北海道建設総合振興局、釧路市
③ 道・市町村における無料耐震診断、耐震改修補助について	⑦ 北海道建設総合振興局、釧路市
④ 防災への備えと耐震改修工法について	⑧ 北海道建設総合振興局、釧路市
⑤ 耐震改修費用に対する融資制度について	⑨ 住宅金融支援機構

主催：北海道建設総合振興局、釧路市  
 協賛：① 北海道建設総合振興局、釧路市、② 北海道建設総合振興局、釧路市、③ 北海道建設総合振興局、釧路市、④ 北海道建設総合振興局、釧路市、⑥ 北海道建設総合振興局、釧路市、⑦ 北海道建設総合振興局、釧路市、⑧ 北海道建設総合振興局、釧路市、⑨ 北海道建設総合振興局、釧路市

申込方法については、裏面をご覧ください。

資料：北海道釧路総合振興局 HP

#### ④その他の情報提供

北海道では、インターネットによる住まいに関するポータルサイト「きた住まいるランド」を活用し、住宅・建築物所有者等や建築技術者ニーズに対応した耐震診断・耐震改修に係る情報提供を行っています。

赤平市は、こうした北海道の取り組みと連携し、相談窓口等を通じて地震防災パンフレット等普及・啓発ツールの配布を始め、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修に関する情報の提供に努めます。

### 【きた住まいる】の概要

資料：きた住まいるランド HP

## (2) 住民の自発的な取り組みの支援

### ①リフォームに合わせた耐震改修の周知・誘導

地域住民が、住宅のリフォームに際して耐震改修も合わせて実施するように、設計者、施工者等と連携・協力し、耐震改修の周知・誘導に努めます。

#### 【建築物の耐震化を進めるための周知内容（例）】

1 行政や専門家（建築士）に相談しましょう

■耐震化の必要性について理解を深めましょう

○耐震化はなぜ必要なのでしょう？

○耐震診断・耐震改修とは？

○耐震診断・耐震改修に必要な費用は？

■市の相談窓口に出かけてみましょう

○市民の疑問や、助成制度のアドバイス等を行っています

2 耐震診断を行いましょ

■建築士による耐震診断を受けましょう

○建築士が設計図書や現地の調査等から、建物の柱や壁の配置バランス、接合部分の状況、建物の劣化度等をチェックし、建物の弱点を探します

○床下や天井裏を見ると診断の正確性が高まります

3 改修計画の検討・設計を行いましょ

■診断結果に基づき、改修計画を検討し、設計を行います

○補強計画を検討し、耐震改修設計を行います

○設計に基づき、改修費用を積算します

※耐震診断の結果によっては建替えの方が経済的な場合もあります

4 耐震改修を行いましょ

■耐震改修を行います

○耐震改修設計に基づき、耐震改修を行います

○耐震改修に合わせて、断熱改修（省エネ改修）、高齢化対応等の工事を行うと、それぞれ個別に行うよりも経済的に改修できます

## ②家具の転倒防止

住宅内の家具等の転倒による被害を軽減するため、パンフレットの配布等を通じて、家具等の転倒防止対策の普及・啓発に努めます。

### 【身近な地震対策の周知内容（例）】

#### ■タンス

- ・ L字金具等で固定する
- ・ 2段重ねの家具は、上下を平型金具で連結する

#### ■食器棚

- ・ L字金具等で固定する
- ・ 棚板には滑り止めを敷く
- ・ ガラス部分には飛散防止のフィルムを貼る
- ・ 開き戸が地震の揺れで開かないように金具をつける

#### ■棚

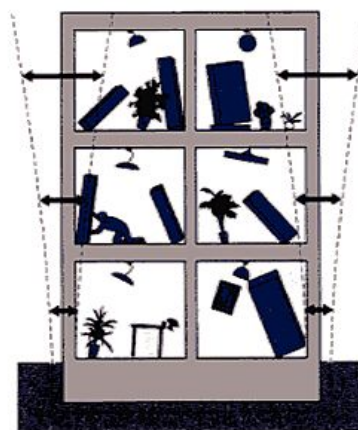
- ・ 棚板の前の端と両端に落下防止の枠をつける

#### ■テレビ

- ・ できるだけ低い位置で固定する
- ・ 転倒防止パッキンをはさむ

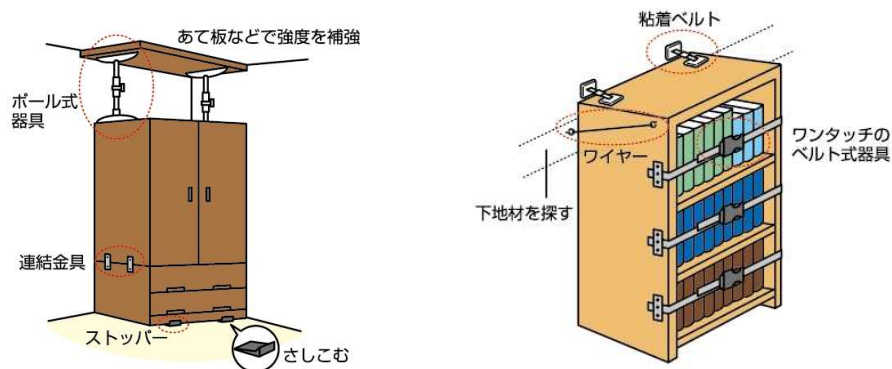
#### ■その他

- ・ 窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る



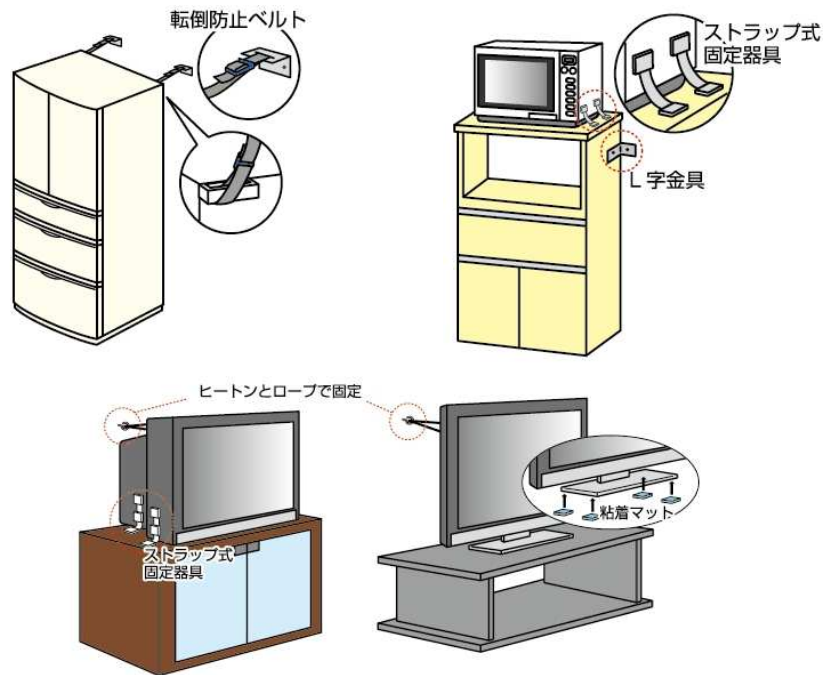
資料：総務省消防庁HPより

### 【家具や家電の固定方法】



資料：内閣府防災情報のページ 平成24年度広報誌「ぼうさい」

### 【家具や家電の固定方法】



資料：内閣府防災情報のページ 平成24年度広報誌「ぼうさい」

### ③自動販売機の転倒防止

市内で屋外に設置されている自動販売機の転倒による被害を軽減するため、自動販売機メーカー、清涼飲料・タバコ・酒類の小売団体等に協力要請を行い、自動販売機転倒による被害の防止対策に関する普及・啓発に努めます。

### 【自動販売機の転倒防止の例】



#### ④建築物やその敷地等の安全対策

これまでの建築物における地震被害では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や非構造部材等の落下等による人的被害が多く発生しています。

このため、北海道と協力し、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下物対策、大規模空間の天井崩落対策、家具の転倒防止対策等、地震時の総合的な建築物の安全対策の普及に努めます。

また、地震に伴う崖崩れ等による建築物被害を避けるため、がけ地等に近接する住宅を対象に、「がけ地近接等危険住宅移転事業」等の活用を図り、敷地の安全対策を推進します。